

## 社会福祉法人いしづみ会 役員等報酬基準

(目的)

### 第1条

この規程は、社会福祉法人いしづみ会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

### 第2条

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、苦情解決第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

### 第3条

定款第21条の定めにより、理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

### 第4条

定款第21条の定めにより、監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、定款第21条に定めによらず、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席報酬等)

### 第5条

定款第8条の定めにより、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任解任委員)

第6条

評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員)

第7条

利用者からの、苦情の申し立ての件数によらず、別表2による年間の報酬とする。

- 2 交通費及び、諸経費が発生した場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第8条

役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

付則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

### 会議等出席報酬基準

別表 1

名 称	報酬額	実費弁償額
理事会出席報酬	10,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬	10,000 円	1,000 円
監事会議出席報酬	10,000 円	1,000 円
監事監査指導等報酬	10,000 円	1,000 円

交通費が実費弁償額を超える場合は実費額。

### 苦情解決第三者委員報酬基準

別表 2

名 称	報酬年額	諸経費等弁償費
苦情解決第三者委員	30,000	実費

### 役員等出張費基準

別表 3

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
10,000	実費	実費	実費